



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 長崎県企画部関係補助金等交付要綱の一部改正
 - ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）
 - ・保安林の指定の解除
 - ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名
 政 策 調 整 課
 漁 業 振 興 課
 林 政 課
 警察本部会計課

◎ 公 告

- ・大規模小売店舗の新設の届出
- ・土地改良区の役員の就退任（3件）
- ・土地改良区の定款変更の認可
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧
- ・一般競争入札の実施

経 営 支 援 課
 農 村 整 備 課
 //
 砂 防 課
 警察本部会計課

◎ 有明海自動車航送船組合告示

- ・有明海自動車航送船組合議会令和7年第1回臨時会の招集

有明海自動車航送船組合

告 示

長崎県告示第281号

長崎県企画部関係補助金等交付要綱（令和6年長崎県告示第252号）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年5月20日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） デジタル戦略課関係						別表（第2条関係） デジタル戦略課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	ドローンオペレーター育成支援補助金	県内でのドローン活用を更に推進するため、ドローン操縦資格を取得させ、関係	ドローン資格取得のための講座受講及び資格試験受験等に要する経費。ただし補助対象経費の基準は知事が別に定める。	補助対象経費の <u>3分の2以内</u> 。ただし、 <u>予算の範囲内で知事が定める額を限度と</u>	業としてドローンサービスを実施する企業又は団体のうち、	1	ドローンオペレーター育成支援補助金	県内でのドローン活用を更に推進するため、ドローン操縦資格を取得させ、関係	ドローン資格取得のための講座受講及び資格試験受験等に要する経費。ただし補助対象経費の基準は知事が別に定める。	補助対象経費の <u>4分の3に相当する額と別に定める補助上限額のいずれか低い方</u>	業としてドローンサービスを実施する企業または団体のうち

		業務を行 わせよう とする企 業・団体 等を支援 する。		する。	別に定 める要 件をす べて満 たす者			の額	、別に 定める 要件を すべて 満たす 者		
2	先端ド ローン ソリュ ーショ ン社会 実装支 援補助 金	県内での ドローン 活 用 に よる 地 域課題解 決、産業 活性化を 促 進 す るため、 先 進 的 なドロー ンサービ スの社会 実装に取 り組む企 業・団体 等を支援 する。	ドローンを活用 し、地域課題の 解決や産業活性 化を促進する先 進的なサービス の社会実装に係 る経費。ただし 補助対象経費の 基準は知事が別 に定める。	補助対象 経費の2 分の1以 内。ただ し、予算 の範囲内 で知事が 定める額 を限度と する。	ドロー ンを活 用した 先進的 サービ スの社 会実装 に取り 組む企 業、団 体又は その複 合体の うち、 別に定 める要 件をす べて満 たす者	2	先端ド ローン ソリュ ーショ ン社会 実装支 援補助 金	県内での ドローン 活 用 に よる 地 域課題解 決、産業 活性化を 促 進 す るため、 先 進 的 なドロー ンサービ スの社会 実装に取 り組む企 業・団体 等を支援 する。	ドローンを活用 し、地域課題の 解決や産業活性 化を促進する先 進的なサービス の社会実装に係 る経費。ただし 補助対象経費の 基準は知事が別 に定める。	補助対象 経費の2 分の1に 相当する 額と別に 定める補 助上限額 のいずれ か低い方 の額	ドロー ンを活 用した 先進的 サービ スの社 会実装 に取り 組む企 業、団 体もし くはその複 合体のう ち、別 に定め る要件 をすべ て満た す者
3	長崎県 ドロー ンイベ ント開 催支援 補助金	県内にお いてド ローン レース等 のイベン トを開催 すること により、 ドローン 活用の機 運醸成等 を促進す る。	ドローンレース 等のイベント開 催に係る経費。 ただし、補助対 象経費の基準は 知事が別に定め る。	補助対象 経費の2 分の1以 内。ただ し、予算 の範囲内 で知事が 定める額 を上限と する。	ドロー ンレー ス等の イベン トを開 催する 企業、 団体又 はその複 合体の うち、 別に定 める要 件をす べて満 たす者	3	長崎県 情報通 信格差 是正事 業費補 助金	地域間の 情報通信 格差の是 正を推進 する。	携帯電話等エリ ア整備事業に要 する経費	補助対象 経費の2 分の1に 相当する 額（エリ ア内の世帯 数が100未 満の場合に あっては、3 分の2に相 当する額）	市町

長崎県告示第282号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年5月20日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

三井楽町加入区

長崎県告示第283号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年5月20日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

豊玉町西部加入区

長崎県告示第284号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年5月20日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除に係る保安林の所在場所
五島市奈留町泊字近山658の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第285号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 特定役務の種類
特定役務の種類は、次のとおりとする。
警察用船舶「たいしゅう」船舶定期検査整備
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者とする。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期
この告示の日から令和7年6月10日午後5時までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
 - (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(カ)から(コ)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年5月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル佐世保崎岡店
長崎県佐世保市崎岡町853番12の一部
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年3月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,704平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内平面部 165台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 37台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 154平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側及び建物西側 51.82立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地東側 2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和7年4月18日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、佐世保市経済部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、駄野土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年5月20日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
村 田 富士利	波佐見町川内郷1697番地	村 田 富士利	波佐見町川内郷1697番地
峯 巖	波佐見町田ノ頭郷18番地2	峯 巖	波佐見町田ノ頭郷18番地2
守 田 朝 雄	波佐見町田ノ頭郷483番地1	守 田 朝 雄	波佐見町田ノ頭郷483番地1
田 村 廣 幸	波佐見町田ノ頭郷346番地	田 村 廣 幸	波佐見町田ノ頭郷346番地
谷 村 任 司	波佐見町田ノ頭郷1643番地	谷 村 任 司	波佐見町田ノ頭郷1643番地
松 澤 弘 記	波佐見町田ノ頭郷357番地	松 澤 弘 記	波佐見町田ノ頭郷357番地
村 川 昭 次	波佐見町川内郷1357番地	村 川 昭 次	波佐見町川内郷1357番地
西 康 利	波佐見町川内郷1642番地2	西 康 利	波佐見町川内郷1642番地2
金 山 清 吾	波佐見町川内郷1764番地	金 山 清 吾	波佐見町川内郷1764番地
野 口 正 憲	波佐見町井石郷1457番地	野 口 正 憲	波佐見町井石郷1457番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
古 川 千 秋	波佐見町宿郷217番地2	古 川 千 秋	波佐見町宿郷217番地2
吉 田 耕 治	波佐見町川内郷894番地	吉 田 耕 治	波佐見町川内郷894番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、国営江迎土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年5月20日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
迎 伸 吾	佐世保市江迎町栗越1105	山 口 文 秀	佐世保市江迎町簸尾266-37
山 口 勝 己	佐世保市江迎町梶ノ村140	坂 本 純一郎	佐世保市江迎町猪調76
尾 坂 剛	佐世保市江迎町栗越1034	林 田 清	佐世保市江迎町梶ノ村441
小 川 憲 人	佐世保市江迎町小川内219	迎 伸 吾	佐世保市江迎町栗越1105
大 石 隆 現	佐世保市江迎町志戸氏662	森 忠 久	佐世保市江迎町小川内559
坂 本 純一郎	佐世保市江迎町猪調76	大 石 邦 臣	佐世保市江迎町志戸氏531
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
濱 野 勝 利	佐世保市江迎町北田324	須 藤 博 明	佐世保市江迎町梶ノ村95
末 永 衛	佐世保市江迎町北平421	松 田 長 幸	佐世保市江迎町小川内121
川 本 和 之	佐世保市江迎町奥川内941-2		

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、里美土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年5月20日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
宮 崎 敦	佐世保市里美町458-4	宮 崎 敦	佐世保市里美町458-4
田 中 和 美	佐世保市里美町779	田 中 和 美	佐世保市里美町779
田 中 比呂志	佐世保市里美町1439	田 中 比呂志	佐世保市里美町1439
里 村 章 彦	佐世保市里美町1598	里 村 章 彦	佐世保市里美町1598
藤 崎 実 潮	佐世保市里美町1539-2	藤 崎 実 潮	佐世保市里美町1539-2
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
福 田 征 範	佐世保市里美町318	福 田 征 範	佐世保市里美町318
吉 福 明	佐世保市里美町1061	吉 福 明	佐世保市里美町1061
小 川 展 弘	佐世保市里美町689	小 川 展 弘	佐世保市里美町689

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和7年3月14日総代会議決）を認可した。

令和7年5月20日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 諫早干拓土地改良区
認可年月日 令和7年5月9日

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和7年5月20日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧期間 令和7年5月20日から令和7年6月2日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 縦覧場所 県北振興局建設部砂防防災課、平戸市役所建設課
- 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
(1) 平戸市下中津良町、大佐志町、敷佐町、神船町、船木町、津吉町、早福町、鮎川町、辻町、無代寺町、石堂町、大志々伎町、志々伎町、神ノ川町、前津吉町、神上町、田代町、東中山町、西中山町、小田町、野子町

急傾斜地の崩壊及び土石流

4 意見書の提出

- (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

- (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
- (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき平戸市長に意見聴取を求める際に添付する。

(4) 提出先

〒857-8502 佐世保市木場田町3-25
県北振興局建設部砂防防災課

一般競争入札の実施（公告）

警察用船舶の船舶定期検査等整備について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年5月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
警察用船舶「たいしゅう」船舶定期検査整備
- (2) 整備の内容
警察用船舶「たいしゅう」船舶定期検査整備仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間
令和7年7月15日から令和7年8月29日まで（46日間）
- (4) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に示した入札の参加審査を受け、船舶修理に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団等排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和7年6月10日（火）午後5時00分

4 入札参加条件

- (1) 当該整備の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
 - (2) 当該整備の「仕様書」の内容の全部又は主体部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者
 - (3) 当該整備については、日本国内において実施すること。
- ## 5 当該整備契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- （名称）長崎県警察本部警務部会計課（契約係）
（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
（電話）095-820-0110 内線2235

6 現場説明会

- (1) 令和7年5月23日（金）午前11時00分
- (2) 長崎市多以良町1557-4 長崎県総合水産試験場前棧橋

7 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

8 入札説明書の交付方法

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- (2) 入札説明書の配布期間は、この公告の日から令和7年6月30日（月）午後5時00分まで（県の休日を除く。）とする。
- (3) 入札説明書の配布場所は、5の部局等とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

- (1) 場所 長崎県警察本部3階入札室
 - (2) 期日 令和7年7月1日(火) 午後1時30分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 郵送による場合の入札書の受領期限等
- (1) 受領期限 令和7年6月30日(月) 午後5時00分必着
 - (2) 提出先 長崎県警察本部警務部会計課契約係
 - (3) その他 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出した場合
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 13 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の届出済の印鑑を押印したものに限り)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 14 入札の無効
次の入札は、無効とする。
なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提出しない者のした入札であるとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理

人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

(15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 落札決定の取消

(1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続きの停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きが停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Police vessel `TAISHU` periodical inspection 1set

(2) Fulfillment Period:

July 15, 2025 through August 29, 2025

(3) Time-limit for the submission of tender:

5:00 pm. June 30, 2025

(4) Date and time for the opening of tender:

1:30 pm. July 1, 2025

(5) Contact point for the notice:

3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan

Finance Division

Police Administration Department

Nagasaki Prefectural Police

Tel 095-820-0110 ext 2235

有明海自動車航送船組合告示

有明海自動車航送船組合告示第2号

有明海自動車航送船組合議会令和7年第1回臨時会を令和7年5月27日午後4時熊本市に招集する。

令和7年5月20日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト
クイック
プリン
ト